

すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる 人間らしい働き方を求める意見書

我が国は、働く者の約9割が雇用関係の下にある「雇用社会」である。雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇により、安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却や日本経済の持続的かつ安定的な成長のためにも必要不可欠である。

しかし、現在の労働現場では、長時間残業・過密労働、夜勤交代制労働、低賃金による複数就労、不安定な雇用や差別的な処遇、セクハラ・パワハラなどにより、心身の健康を損なう人が後を断たない。2017年度の過労死を含む脳・心臓疾患に関する労災請求件数は年間840件にも上り、過労自死を含む精神障害に関する労災請求件数は年間1,732件と急増しており、対策は急務である。

政府は、“一億総活躍社会”“多様な働き方”を旗印に、労働法制の流動化を推し進めようとしている。昨年制定された「働き方改革関連法」をはじめ、「高度プロフェッショナル制度」や裁量労働制の拡大、解雇しやすい仕組みづくり、「雇用されない働き方」など、政府の進める「多様で柔軟な働き方」政策は、労働者をさらに痛めつけている。

本来、国の成長戦略は、労働者の安定した雇用の下、1日8時間労働と家庭生活とのワークライフバランスがあつてこそ、成し遂げられるものである。すべての労働者は、長時間労働やハラスメント、不合理な格差・雇止めの不安にさいなまれることなく、気持ちよく働ける職場を望んでいる。また、男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を求めている。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 人間らしく8時間働いて暮らせる雇用・労働環境を整備すること。
2. 過労死の温床となる高度プロフェッショナル制度は廃止すること。裁量労働制の対象業務の拡大は行わず、導入と運用の要件を厳格化すること。
3. 時間外・休日労働は、週15時間、月45時間、年間360時間を超えないものとする。
4. 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を導入すること。

5. 夜勤交代制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。
6. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組み作りは行わず、整理解雇4要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 根本 匠 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会